

R7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事 (担い手確保型)

図面目録					
No	通し番号	図面名称	No	通し番号	図面名称
共-00	01	表紙・図面目録			
共-01	02	営繕工事共通仕様書(1)			
共-02	03	営繕工事共通仕様書(2)			
共-03	04	営繕工事共通仕様書(3)			
機特-01	05	機械設備工事特記仕様書(1)			
機特-02	06	機械設備工事特記仕様書(2)			
W-01	07	配置図・付近見取図			
W-02	08	機器表・構リスト・埋設配管施工要領図			
W-03	09	屋外平面図(改修後)			
W-04	10	屋外平面図(改修前)			
W-05	11	合併処理浄化槽 設備図(1)			
W-06	12	合併処理浄化槽 設備図(2)			
W-07	13	既設浄化槽 撤去要領図			
W-08	14	仮設計画図・支障物件確認図			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

	工事名 R7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(担い手確保型)		図面番号 共-00	(株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713	UWAKUBO
	設計 R6.6	竣工	図面名 表紙・図面目録	縮尺 NO SCALE	

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
一 般 共 通 事 項	I. 工事概要	R 7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） ◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。	◎受注者は、足場を設置する場合は組立・解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。 ◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 ◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 ◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 ◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水管の止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。 ◎受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。	◎受注者は、足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。	
	1. 工事名称	海部都海陽町浅川		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） ◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。				
	2. 工事場所	建物名称 大砂海水浴場管理棟 構造・規模 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 157.2 (m ²) 消防法施行令別表第1の区分 15項		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） ◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。				
	3. 建物概要	種 目 工 事 概 要 屋外排水設備 図示位置への合併処理浄化槽の設置、排水管の切替工事一式 撤 去 工 事 図示位置への不要となる単独浄化槽及び排水管等の撤去工事一式		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） ◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。				
	4. 工事種目	5. 猛暑を考慮した工期		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） ◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。				
	6. その他	猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 ① 作業不能日数：10日間 ② 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_海陽 地点 ③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定期の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_海陽 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。 ④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。		◎受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。				
	II. 営繕工事共通仕様書	本工事は、資材価格高騰に対する特別措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特別措置の対象工事である。		◎受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 ◎警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 ◎運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 ◎施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。				
	III. 施工中の安全確保	◎受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。		◎電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の方とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事の資格を有する者とする。			
	IV. 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の労働安全管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省建経発第3号 平成14年5月30日改正）その他の関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事を着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならぬ。万一、損傷を及ぼした場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が10kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行なう場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならぬ。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事期間中安全巡回を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観點から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行なうこと。						
	V. 工事の着手	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。		◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。				
	VI. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。		◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。				

工事名 R 7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）	図面番号 共-01	(株)上久保設備設計 代表取締役 上久保哲治	通し番号 02
設計 R6.6	竣工 R6.6	図面名 営繕工事共通仕様書(1)	縮尺 NO SCALE

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
一 章 一 般 共 通 事 項	①建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。	③受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 ④受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「产地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 ⑤県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の产地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。	17. 建設機械等	◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。				
	②資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおりを行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。	◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「产地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・説明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等みなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。					
	◎標示等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。	◎県内産資材の原則使用 (1)受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2)受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。	◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。					
	◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	◎遠隔臨場の試行 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。						
	◎再生資源利用促進計画書を作成する上の確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	◎県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。	◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。					
	◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	◎受注者は、初回請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。						
	◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。 また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。	◎受注者は、初回請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。						
	◎建設発生土の最終搬出先の記録・保存 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。 さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。 ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。 (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） (2) 他の建設現場で利用する場合 (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード	◎工事看板等 ◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。						
14. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工事別施工計画書及びその説明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。	◎受注者は、仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。						
	◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「产地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材	◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。						
	15. 化学物質を発散する建築材料等	◎設計変更箇所確認 ◎工事検査及び技術検査 ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。						
	16. 施工	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標記記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は常務課へ問い合わせ、工事に遗漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を見つかった場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ぜるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。						
	R7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事				
	設計 R6.6	3千万円未満	—	1回				
	竣工	3千万円以上5千万円未満	—	2回				
	図面名	5千万円以上1億円未満	1回	2回				
		1億円以上	2回	3回				
		(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。						
		縮尺 NO SCALE	UWAKUBO	（株）上久保設備設計 代表取締役 上久保哲治 〒771-0135 徳島市川内町平石若松6-2-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713 通し番号 03				

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項		
一 章			一 般 共 通 事 項	◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができないなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。 ◎電子納品：対象 ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。 ◎提出書類 ・竣工図（副本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数） ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオーディオ形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真的電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真での確認できること。 ◎工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官房営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映せること。	23. 完成図等		27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除 (1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工事に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工事に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。	28. 事故報告書 ◎受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。		
24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化			25. 火災保険			26. 公共事業労務費調査				

III. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他の届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他の届出手続等は(標仕1>1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- (2) 官公署その他の届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名・検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を示すものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図ることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 檢 定 作 業
仮設	とび	・とび作業 ・鉄筋組立て作業
鉄筋		
コンクリート	コンクリート	・コンクリート圧送工事作業
型枠	圧送施工	・型枠工事作業
鉄骨	型枠施工	・構造物鉄工作業
		・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塗化ビニール系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
防水	防水施工	
タイル	タイル張り	・タイル張り作業
木	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業
金属	かわらぶき	・かわらぶき作業
	建築板金	・内外装板金作業
左官	左官	・左官作業
建具	建具製作	・木製建具機械加工作業 ・アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
塗装	ガラス施工	・ガラス工事作業
	塗装	・建築塗装作業
内装	内装仕上げ	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業
	表装	・表具作業 ・壁装作業
配管	配管	・建築配管作業
植栽	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和 機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

4. 施工条件

施工条件は次による。

- ・工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- ・資機材の搬入・搬出、騒音・断水等を伴う工事は、施設管理者と協議の上、作業日を決定すること。
- ・施工時間は、原則8:30~18:00までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りではない。
- ・現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・施工図等の作成に十分活用すること。
- ・便所裏の排水改修に伴う土工事（掘削・埋戻し）は人力施工とする。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
(1) 廃棄物の処理
産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優 良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	(有)青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	37.9	700	t
コンクリート(有筋)	(有)青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	37.9	700	t
アスファルト	(有)青藍 (中間処分)		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町東中浜174番地	37.9	700	t
金属(処分)	虎尾商事(有)		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町東中浜174番地	42.1	0	t
生木	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	37.9	15,000	t
廃 プ ラ	(株)リリース		三好郡東みよし町星間字ドタ305-2 三好郡東みよし町星間字ドタ305-2	132.1	16,000	m ³

(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃棄物処理業者」という。）」であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産業廃棄物処理業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産業廃棄物処理業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃棄物処理業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

(2) 建設発生土の処理

- ・構外に搬出し適切に処理※土壤検査を本工事で(○)行う(1箇所)・行わない・構内敷きならし

・構内の指示場所(図示)に集積

なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

【最終処分場の指定】※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。

・処分場名：(株)ヒロックス・所在地：阿南市加茂町黒河22-10ほか6筆

・処分単価(税抜)：1000円/t・運搬距離：47kmを見込んでいる。

(3) 有価材の処理

- ・有価材(・)

・古物商で適切に処理すること。

6. 養生等

- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。

- (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	注意事項

7. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。

- ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー(簡易貯燃ボイラー含む)・鋳鉄製ボイラー(鋳鉄製簡易ボイラー含む) 鋼製小型ボイラー(小型貯燃ボイラー含む)・鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)・無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む)・吸収冷温水ユニット 吸収冷温水ユニット・遠心冷冻機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット(カセット形含む) コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)・自動巻取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	回転形・静止形、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)・斜流送風機、輪流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
タクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製ハネルタンク、ステンレス鋼板製ハネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)
密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)	
消防装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
厨房機器	厨房システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた、弁樹ふた

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告すること。

9. 総合試運調整

- (1) 総合試運調整の項目は次によるものとし、試運調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。
(監理指針 参考資料2 試運調整法 2.1, 2.2を参考にする。)
・風量調整・水量調整・室内外空気の温湿度の測定・室内気流及びじんあいの測定
・飲料水の水質の測定・雑用水の水質の測定(○)低圧屋内配線、弱電線電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工

- (1) 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- ・設計用水平地震力
機器の重量(KN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

- ・設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- ・施設の分類、地域係数
・施設の分類(・特定の施設(○)一般的な施設)・地域係数(○)1.0(・0.9)

- ・重要機器
・給水機器(・)・排水機器(・)・換気機器・空調機器・熱源機器
・防災設備・監視制御装置・危険物貯蔵装置・火を使用する設備

設置場所	機器種別	特 定 の 施 設		一 般 の 施 設	
重 要 機 器	一 般 機 器	重 要 機 器	一 般 機 器		

<tbl_r cells="4" ix="2" maxcspan

7. 仮設工事

- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

 - ・既存電力利用（ できる ・ できない）、電力料金（ 有償 ・ 無償）
 - ・既存用水利用（ できる ・ できない）、用水料金（ 有償 ・ 無償）

(2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

 - ・同用地は、（ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて）設けること。
 - ・同用地に対する借地借家料を（ ）円見込んでいる。

9. 配管工事

- (1) 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷 媒	冷媒用断熱材被覆銅管	JCDA 0009	ポリエチレン保溫材 (難燃性)
空調用排水 (屋内)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742 を使用してもよい)
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管(内管VP)		
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給 水 (地中埋設)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005, JP	K 002
排水・通気(臭突)	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	○ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	耐火二層管(内管VP)		
排水 (地中埋設)	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9798	RS-VU
給 湯 (地中埋設) (コンクリート内)	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	ポリブテン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JIS K 6776	HTVP
消 火 (地中埋設)	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ 斯 (地中埋設) (地中埋設)	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP

(注) 表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

- (2) 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3）

(3) 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。

(4) 地中配管は次による。（標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図【機材2】）

 - ・排水管 標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - ・排水管以外 管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。

(5) 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2.9.1）

11. その他共通事項

- (1) 支持金物等
 - ・屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
 - (2) 用途等の表示
 - ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕<1>1.7.4）
なお、屋外及び水気のある場所（弁構内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
 - (3) 制御配線、計装配線等
 - ・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

11章 淨化槽設備

1. 機材・施工

- (1) ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕<8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
 - (2) ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。

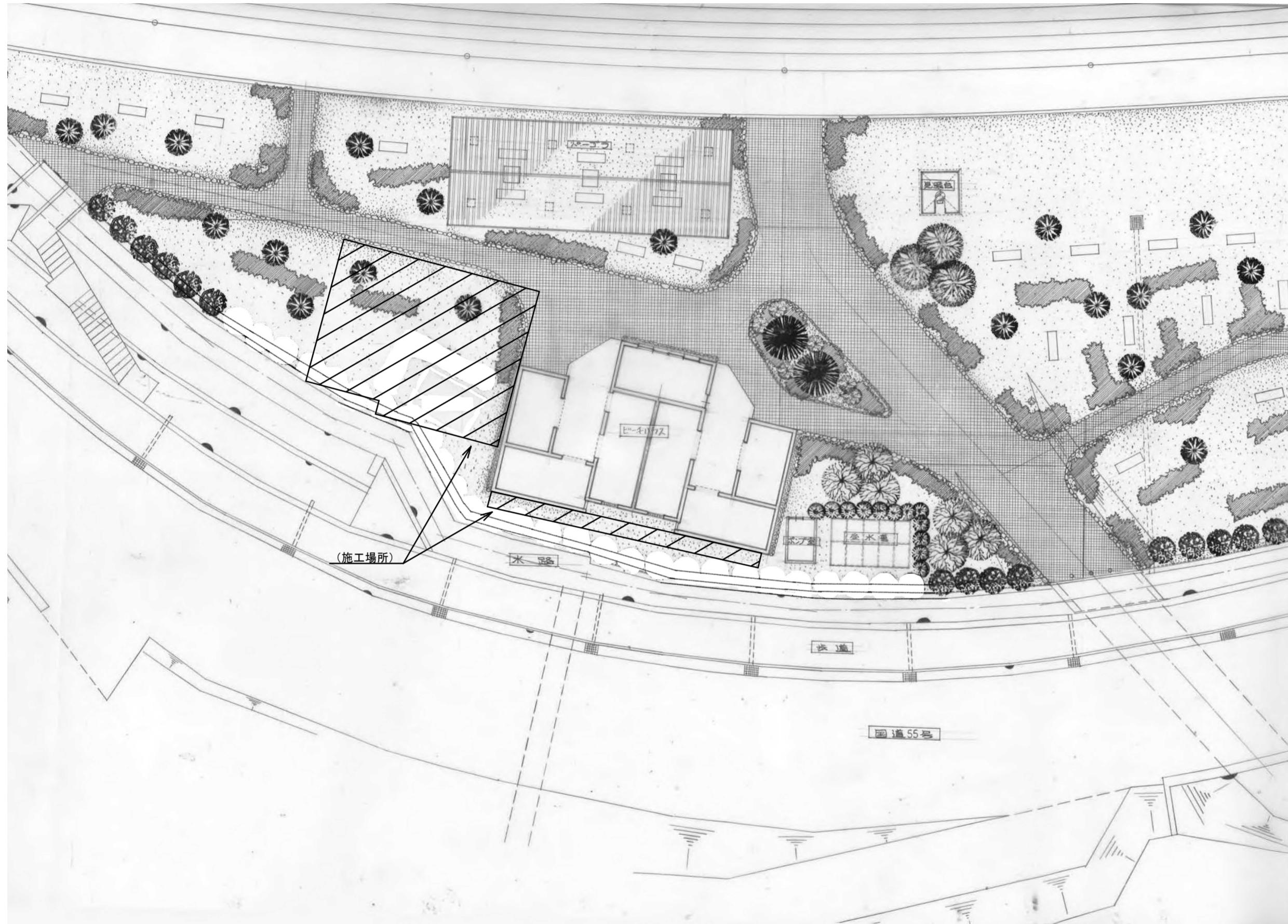
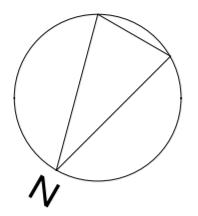
■ 概略工程表

徳島県国土整備部営繕課		工事名 R7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(扱い手確保型)
設計 B6.6	竣工	図面名 機械設備工事特記仕様書(2)



(株)上久保設備設計
代表取締役 上久保 哲治
〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10
TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713

通し番号
06

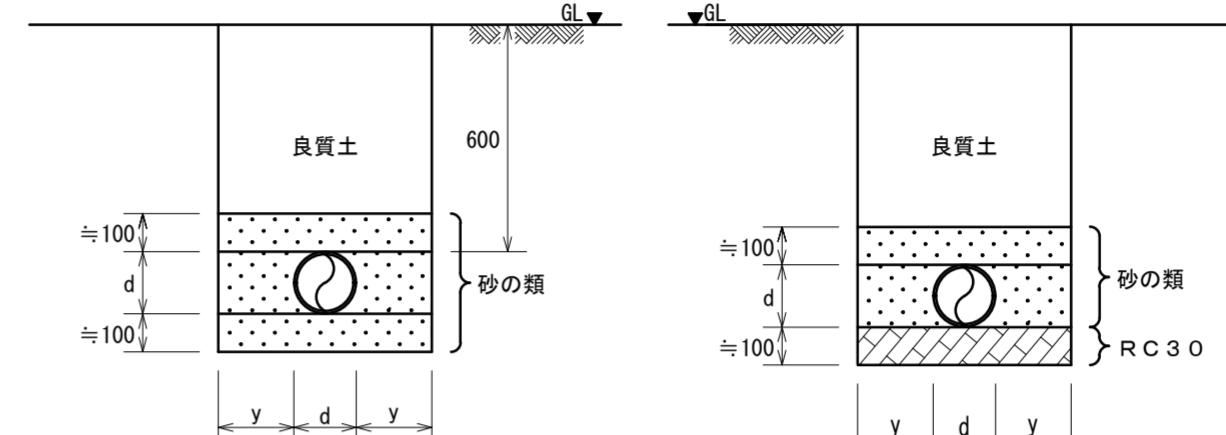


徳島県土整備部営繕課	工事名 R 7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(扱い手確保型)	図面番号 W-01
設計 R6.6	竣工 図面名 配置図・付近見取図	縮尺 1/250

UWAKUBO	(株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713	通し番号 07
---------	--	------------

樹リスト

記号	樹名	樹寸法	BMから周囲の高さ	樹管底(BM基準)	樹管底(周囲)	摘要	備考
(新設樹)							
①	小口径塩ビ樹(インパート樹)	Φ200	±0	-440	-440	90L(塩ビ蓋)	
②	"	Φ200	±0	-560	-560	90Y(塩ビ蓋)	
③	"	Φ200	±0	-600	-600	90L(塩ビ蓋)	
④	"	Φ200	±0	-610	-610	90Y(塩ビ蓋)	
⑤	"	Φ200	±0	-630	-630	90Y(塩ビ蓋)	
⑥	"	Φ200	±0	-640	-640	90Y(塩ビ蓋)	
⑦	"	Φ200	±0	-720	-720	90Y(塩ビ蓋)	
⑧	"	Φ200	±0	-820	-820	90L(塩ビ蓋)	
浄化槽流入							
浄化槽流出							
⑨	小口径塩ビ樹(ため樹)	Φ300	±0	-910	-910	90L(塩ビ蓋)	
(既設樹)							
①	排水樹	350×350	±0	-440	-440	RC-1 鋳鉄製マホル(MHA-35)	撤去
②	"	350×350	±0	-480	-480	RC-1 鋳鉄製マホル(MHA-35)	"
③	"	350×350	±0	-520	-520	RC-1 鋳鉄製マホル(MHA-35)	"
④	"	350×350	±0	-500	-500	RC-1 鋳鉄製マホル(MHA-35)	"
⑤	污水樹	450×450	±0	-610	-610	SC-2 鋳鉄製マホル(MHA-45)	"
⑥	"	450×450	±0	-640	-640	SC-2 鋳鉄製マホル(MHA-45)	"
⑦	"	450×450	±0	-720	-720	SC-2 鋳鉄製マホル(MHA-45)	"
⑧	"	600×600	±0	-810	-810	SC-3 鋳鉄製マホル(MHA-60)	"
⑨	排水樹	600×600	±0	-930	-930	RC-3 鋳鉄製マホル(MHA-60)	"

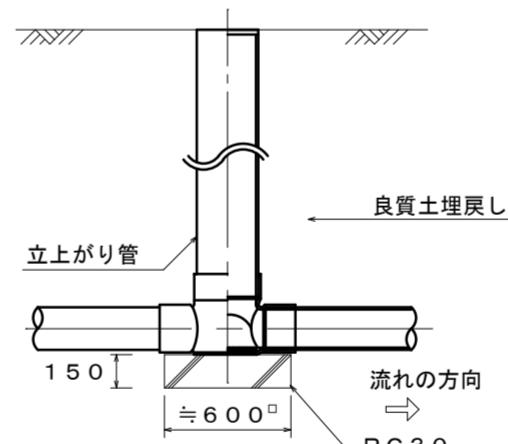
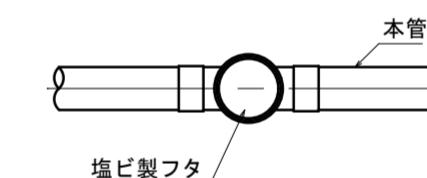
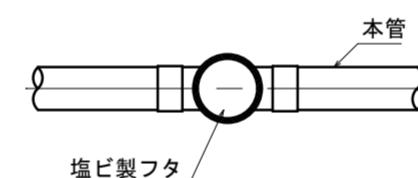


(臭突管・送気管の場合)

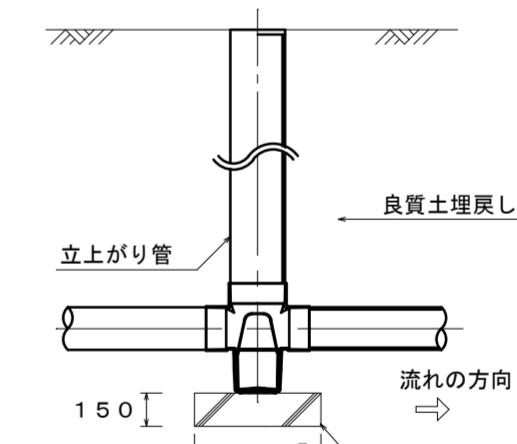
(排水管の場合)

埋設配管施工要領図

d: 管外径(m)
y: 余幅(m)
根切り深さ1m未満 : ≈200
根切り深さ1m以上, 2m未満 : ≈400



小口径塩ビ樹(インパート樹)据付図(参考図)



小口径塩ビ樹(ため樹)据付図(参考図)

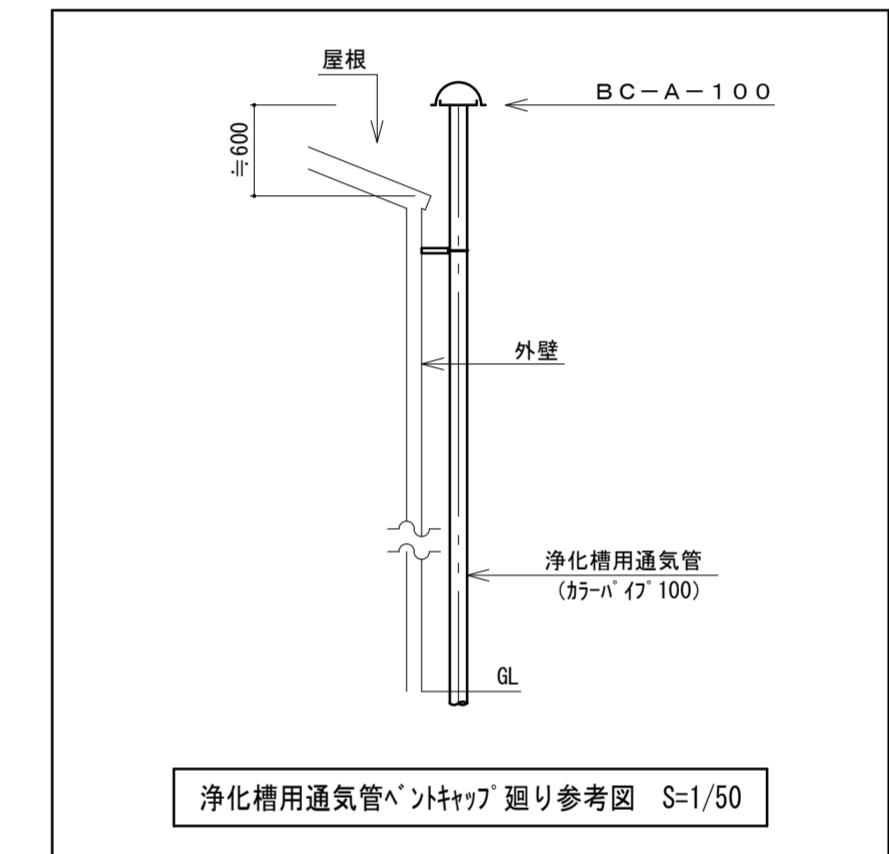
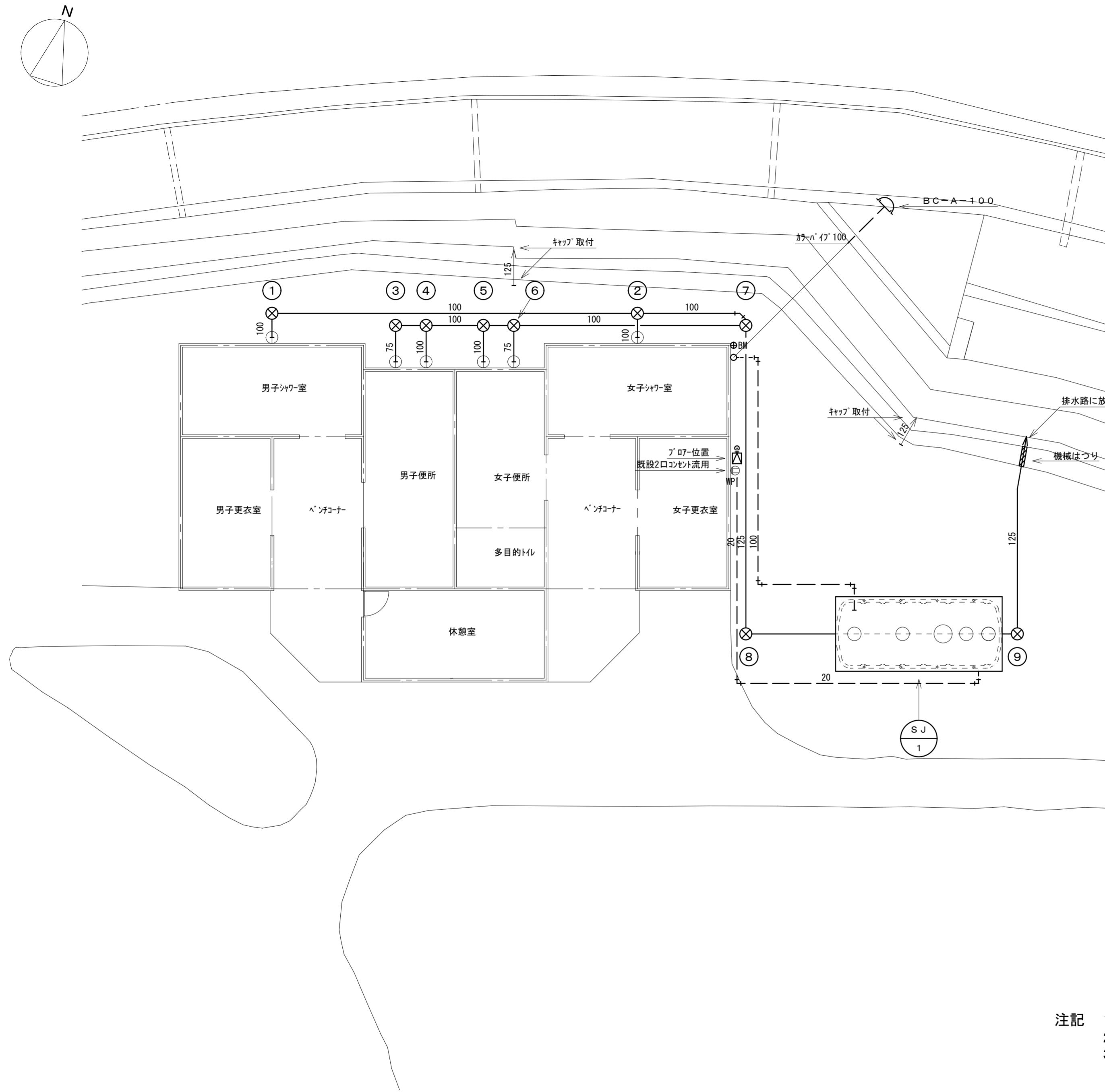
機器表

記号	名称	付属品及び備考	数量
S J - 1	合併処理浄化槽	F R P 製 国土交通省大臣認定品 処理対象人員: 50人 处理水量: 10.0 m³/日 流入水質: BOD 200 mg/L 以下 放流水質: BOD 20 mg/L 以下(日平均) プロアーエンジニアリング 埋設据付工事 その他付属品共 細部は詳細図参照とする	1

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(担い手確保型)	図面番号	W-02
設計 R6.6	竣工	図面名 機器表・樹リスト・埋設配管施工要領図	縮尺	NO SCALE

(株)上久保設備設計 代表取締役 上久保哲治	TEL 088-665-2713	FAX 088-665-2713
UWAKUBO	〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10	通し番号 08

改修後



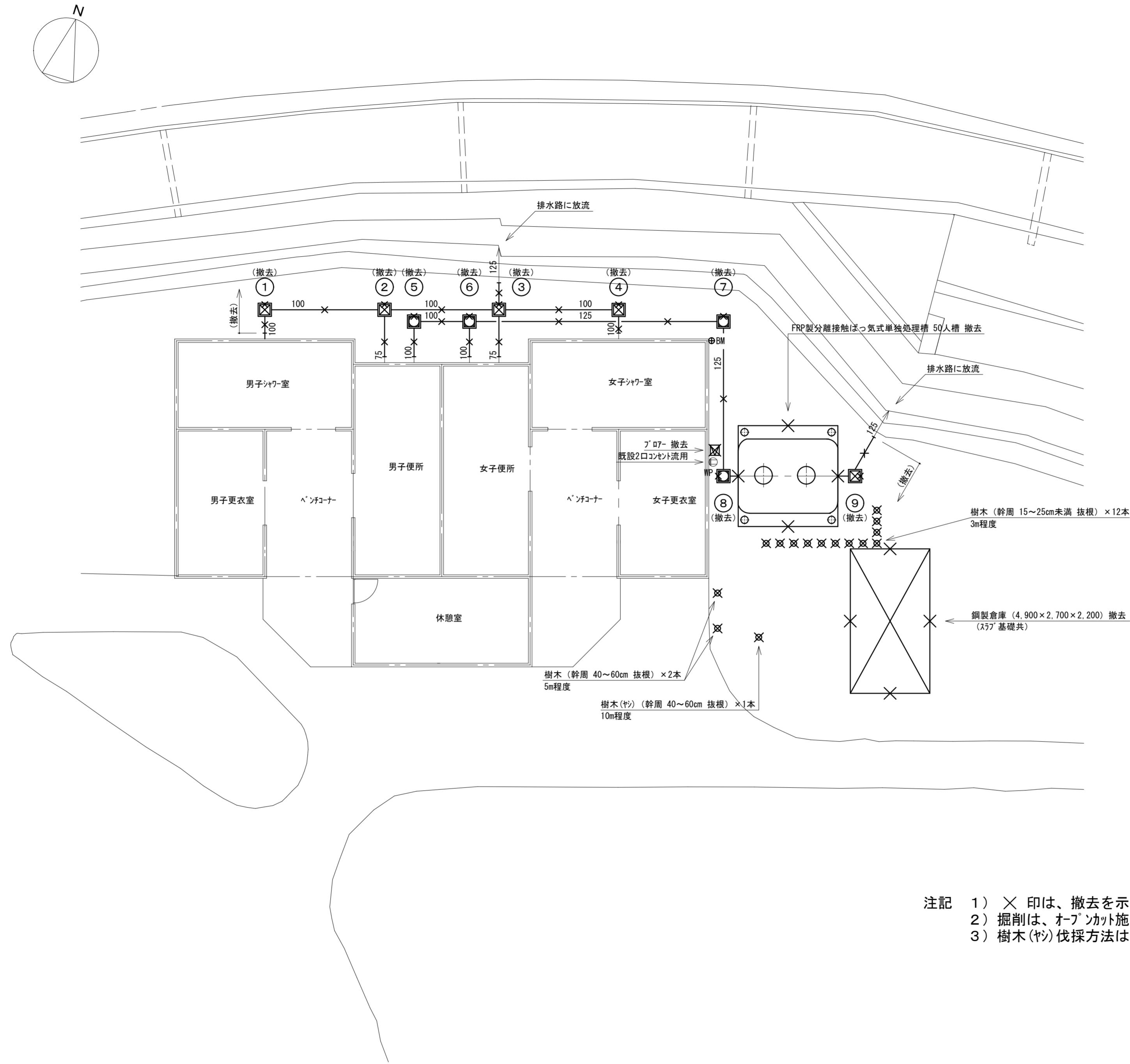
浄化槽用通気管ペクトキャップ廻り参考図 S=1/50

- 注記 1) ○印は、既設管接続を示す
2) 挖削は、オーブンカット施工とする
3) 埋戻しは(B種)とする

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(扱い手確保型)	図面番号	W-03
設計 R6.6	竣工	図面名	縮尺	

図面名	屋外平面図(改修後)	縮尺	1/100
-----	------------	----	-------

(株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治	〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713	通し番号 09
----------------------------	--	------------

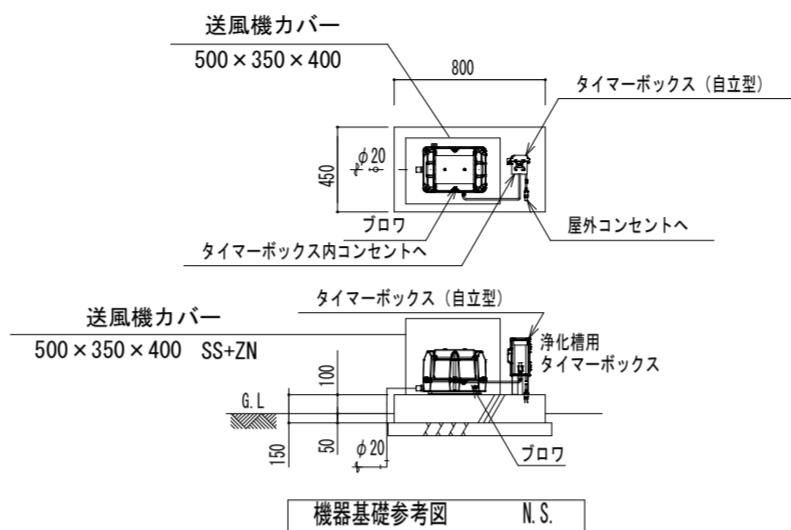
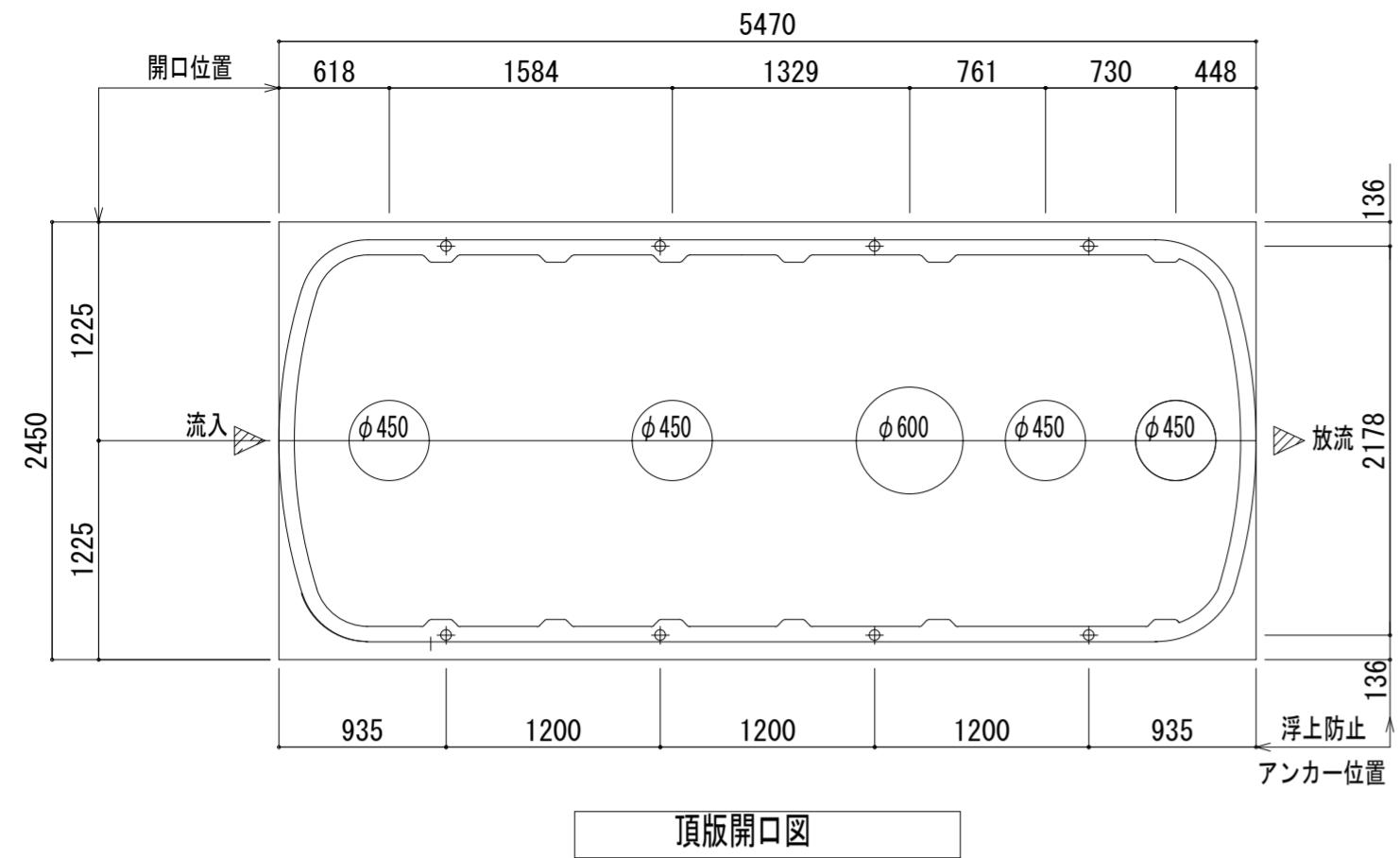


注記 1) ×印は、撤去を示す
2) 掘削は、オーブンカット施工とする
3) 樹木(ヤシ)伐採方法はラフターカー(13t)とゴンドラを使用して行うこと

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R7営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(扱い手確保型)	図面番号	W-04
設計 R6.6	竣工	図面名	縮尺	1/100

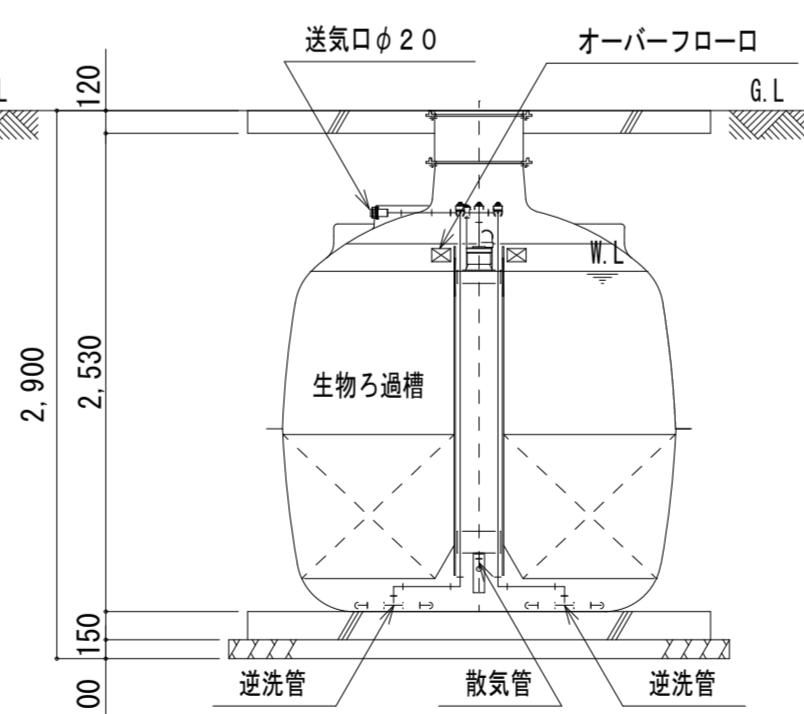
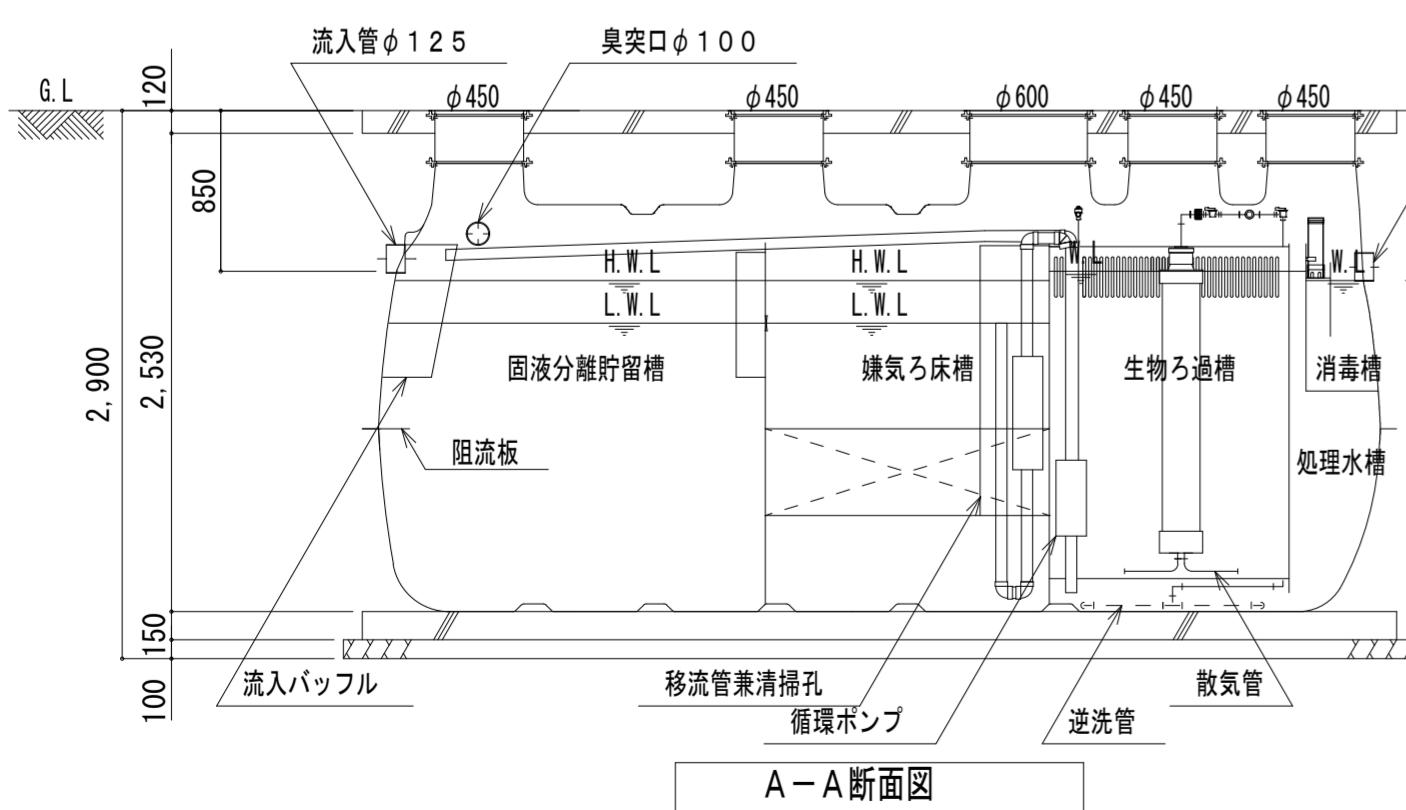
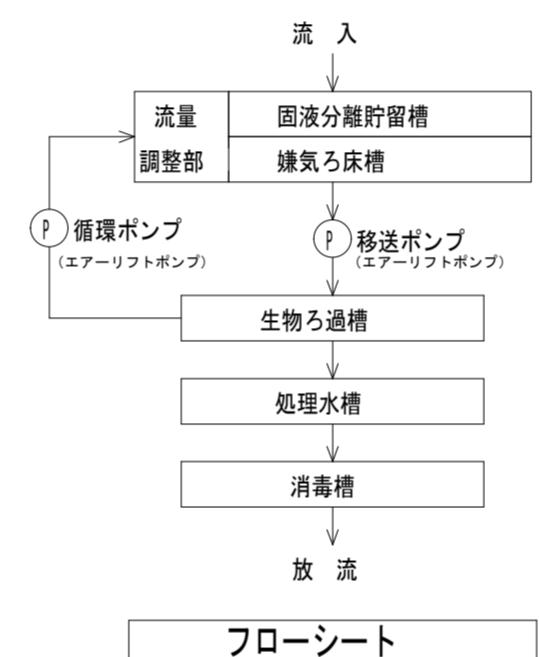
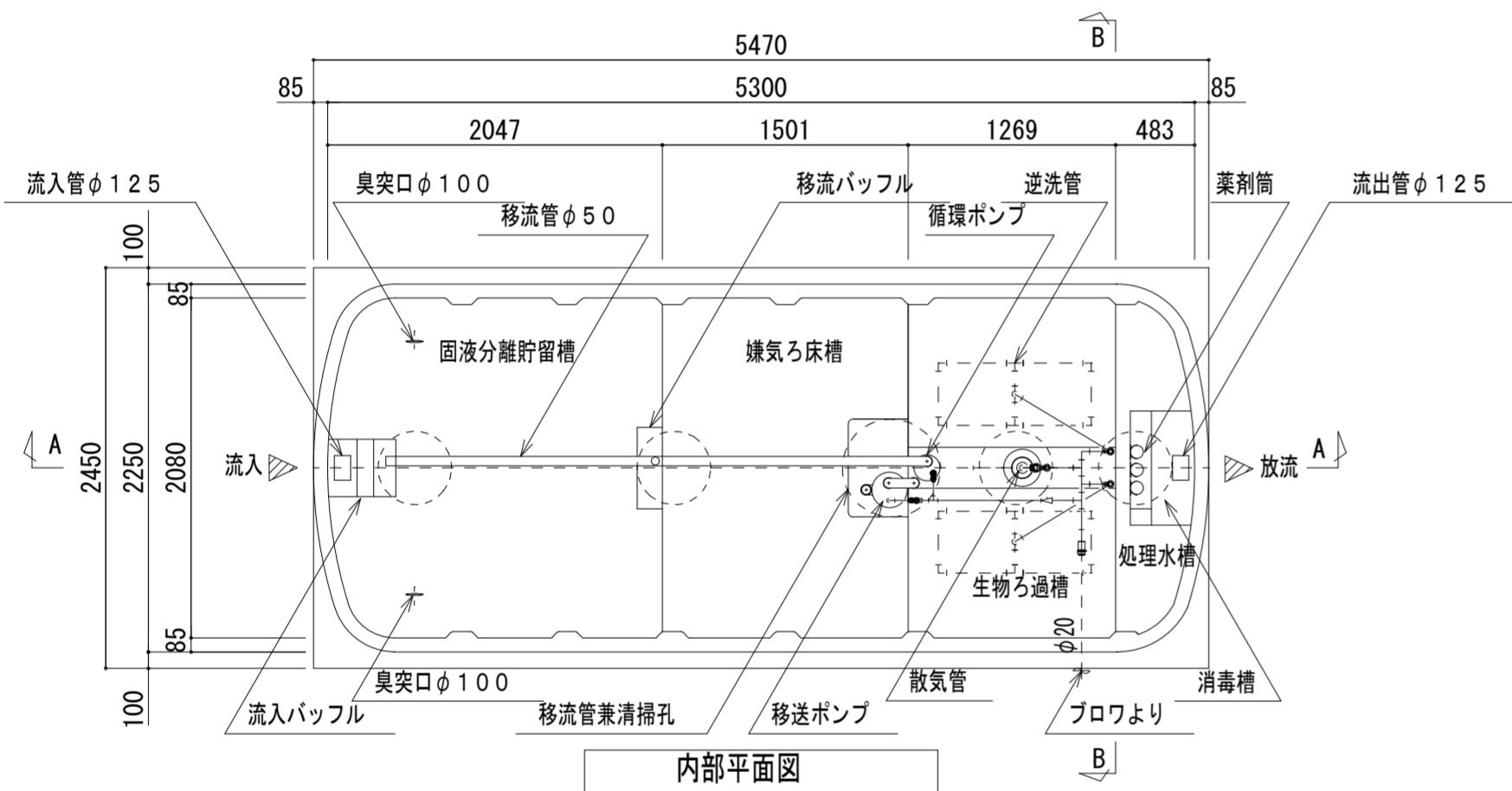
UWAKUBO	(株)上久保設備設計 代表取締役 上久保哲治	〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713	通し番号 10
---------	---------------------------	--	------------

参考図



設計仕様	
処理方式	(財)日本建築センター認定方式 (接触ろ床方式、担体流動方式等)
処理対象人員	50 [人]
計画汚水量	10.0 [m³/日]
流入BOD濃度	200 [mg/L]
放流BOD濃度	15 [mg/L]

槽容量表	
槽名称	有効容量(m³)
固液分離貯留槽	6.583
嫌気ろ床槽	5.100
(流量調整部)	1.469
生物ろ過槽	4.465
処理水槽	0.917
消毒槽	0.105
総容量	17.170



機器仕様					
名 称	吐出量	口径	消費電力	電源	台数
プロワ	350L/min	20A	280/310W	単相100V	1
その他機器仕様					
タイマーボックス	1台 (プラグコード1.6m・コンセント付)				

配管仕様	プロワー配管	H I V P
排水、通気管	V P	
槽内配管	メーカー仕様	

マンホール仕様	丸型マンホール	荷重	蓋	受枠	ロック方式
	安全荷重500K (破壊荷重2ton)	PP	PP		防臭ロック

注記
 注1) マンホールは、T-2荷重とし、防臭ロック式とする。
 注2) 図中のG.L.は、浄化槽位置での基準レベルを示す。
 注3) 臭突横引き配管は、上り勾配施工とする。
 [特記事項]
 本図は参考図であり、姿図、名称等により製造者を限定するものではない。
 ただし、図中の設計仕様に記載した内容は、これを尊重しなければならない。

浄化槽処理対象人員算定表

工事名称: R5営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事

※海水浴場扱いで算定すると

1. 使用量 R元年8月の使用量を採用

16.4m³/月・・・(1)

2. 1日当たり使用量 海開き期間として 21日で1日平均使用量を算出

(1) ÷ 21 = 7.81 → 8m³/日・・・(2)

※R4の開催: 7/16~8/21

3. 安全率(変動率) 1.2を考慮して

(2) × 1.2 = 9.6m³/日・・・(3)

4. 処理槽処理対象人員は1人当たり汚水量200Lとして

(3) ÷ 0.2 = 48人槽

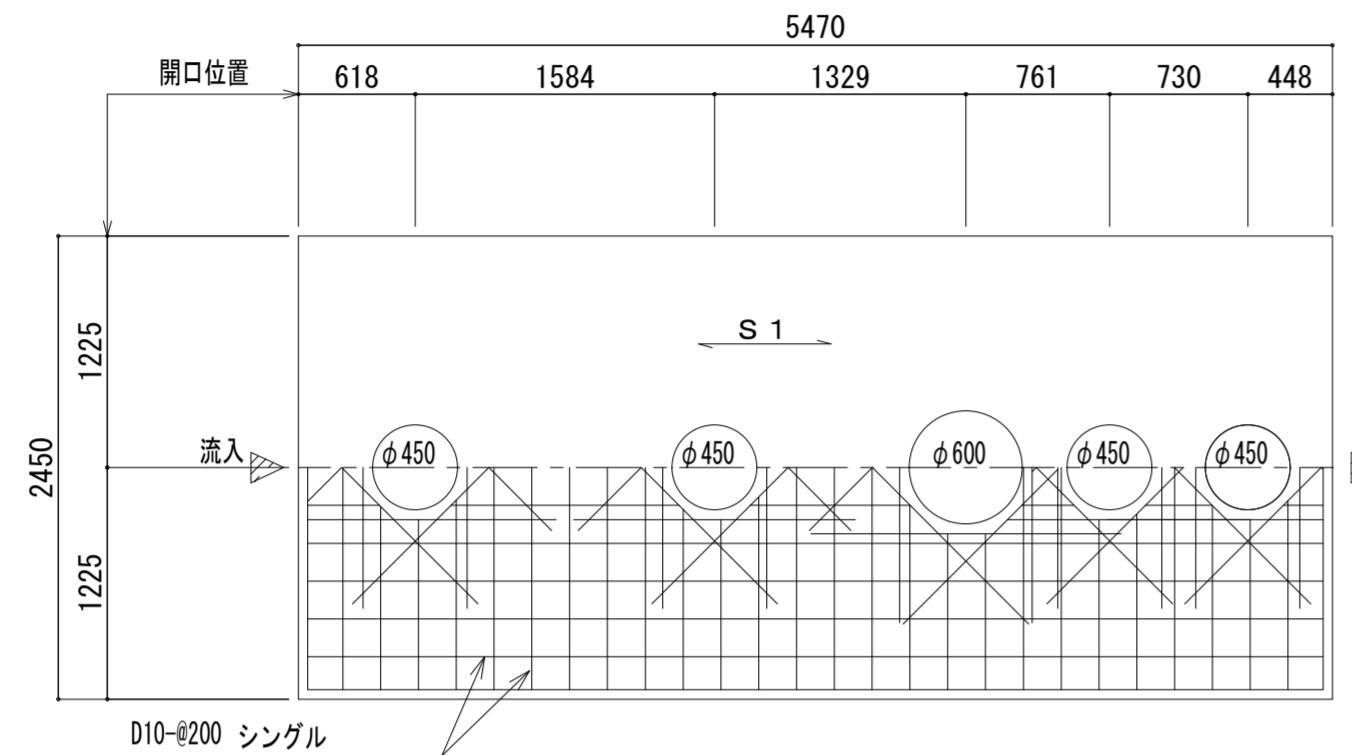
以上より、本処理槽の仕様は、処理対象人員 50人槽

処理汚水量 10.0m³/日とする

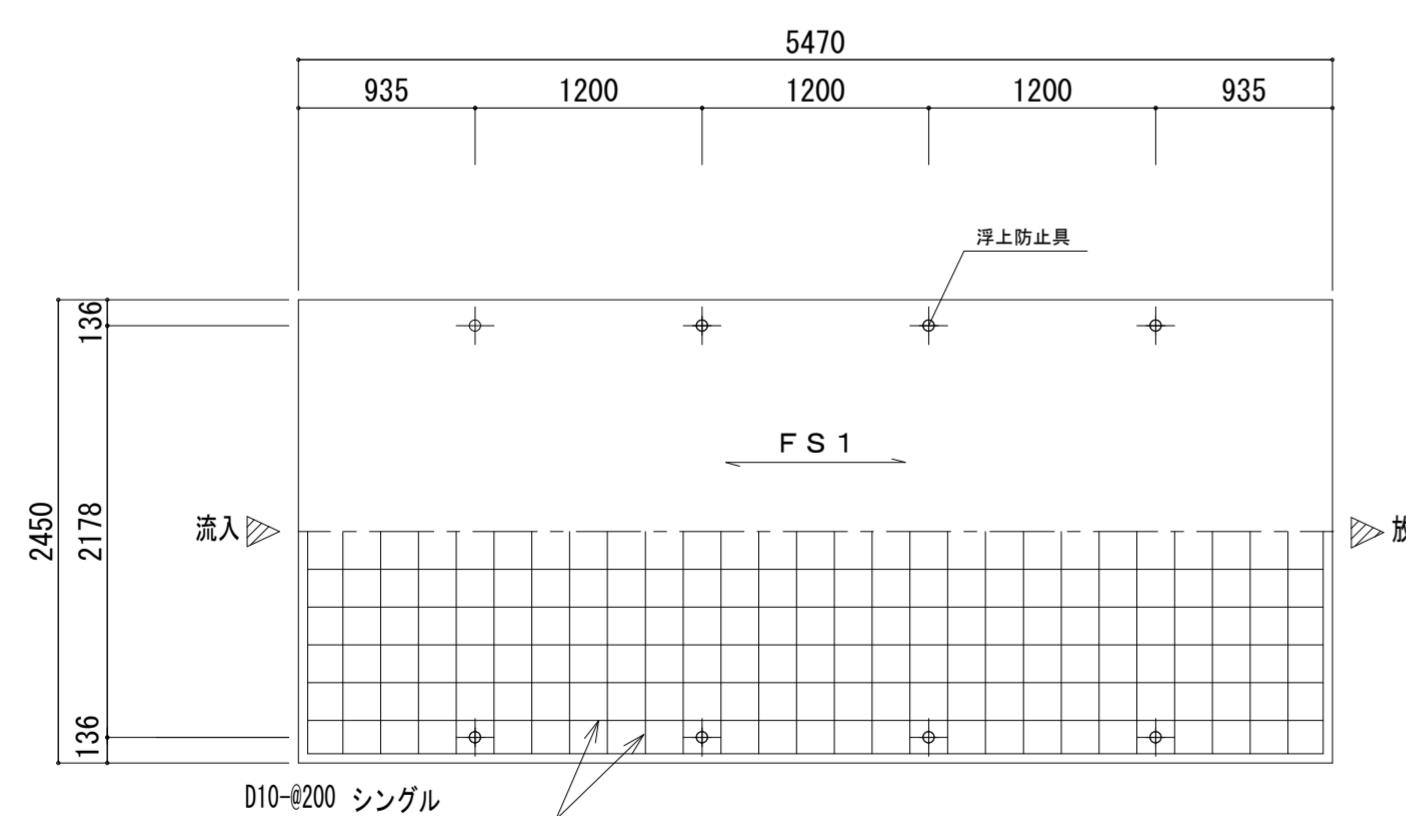
徳島県県土整備部営繕課	工事名	R7営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(担当手確保型)	図面番号	W-05
設計 R6.6	竣工	図面名 合併処理浄化槽 設備図 (1)	縮尺	1/40

(株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治	TEL 088-665-2713
〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 FAX 088-665-2713	通し番号 11

参考図



頂版スラブ配筋図



基礎スラブ 配筋図

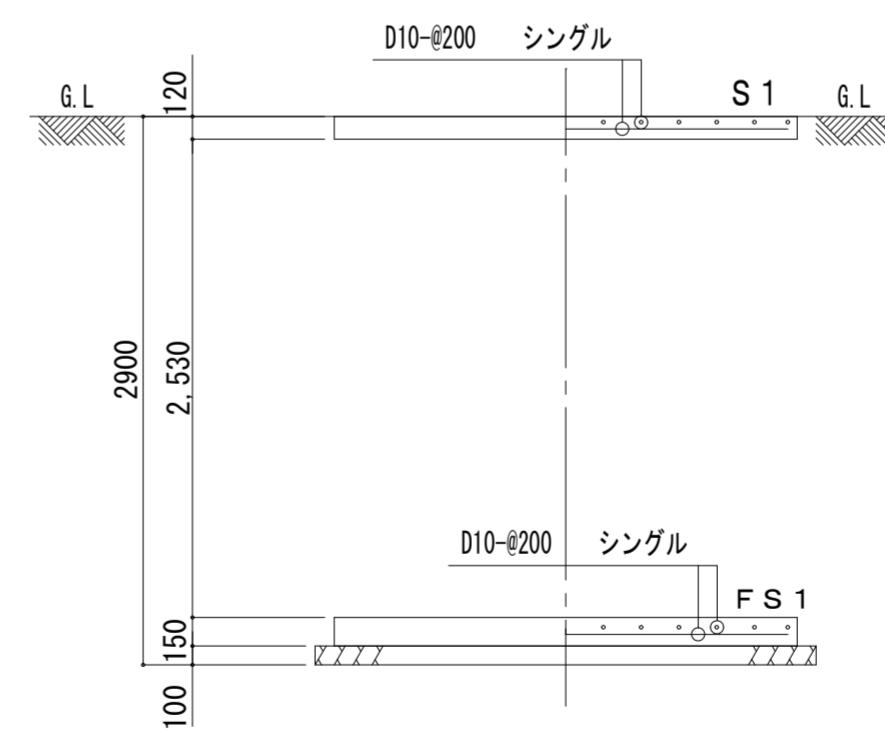
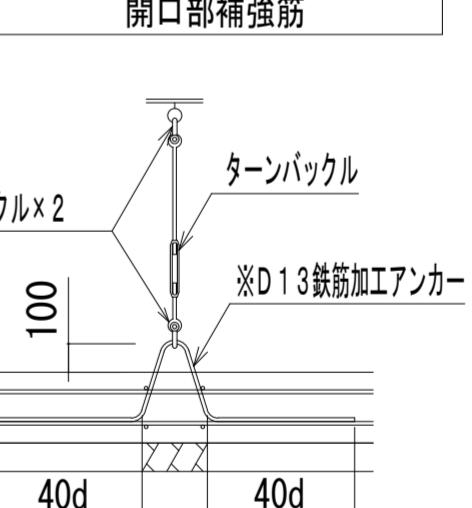
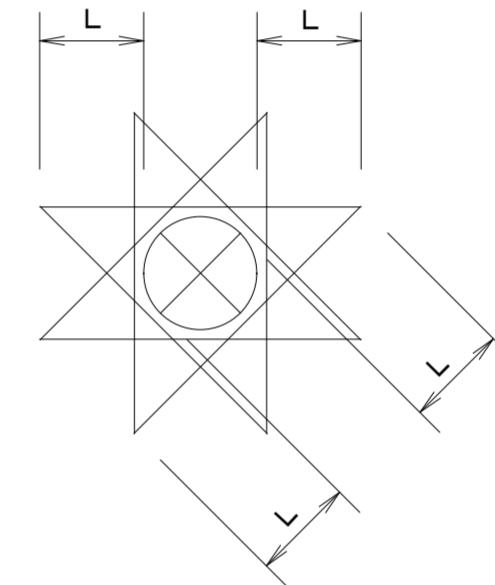
共通事項

凡 例	· - - - D 1 0	x	- - - D 1 3	o	- - - D 1 6
鉄 筋	S D - 2 9 5	使用する。			
コンクリート	F c = 2 1	N/mm ² とする。			
スラブ荷重	T - 0				
そ の 他	詳細は現場係員の指示による。				

スラブリスト

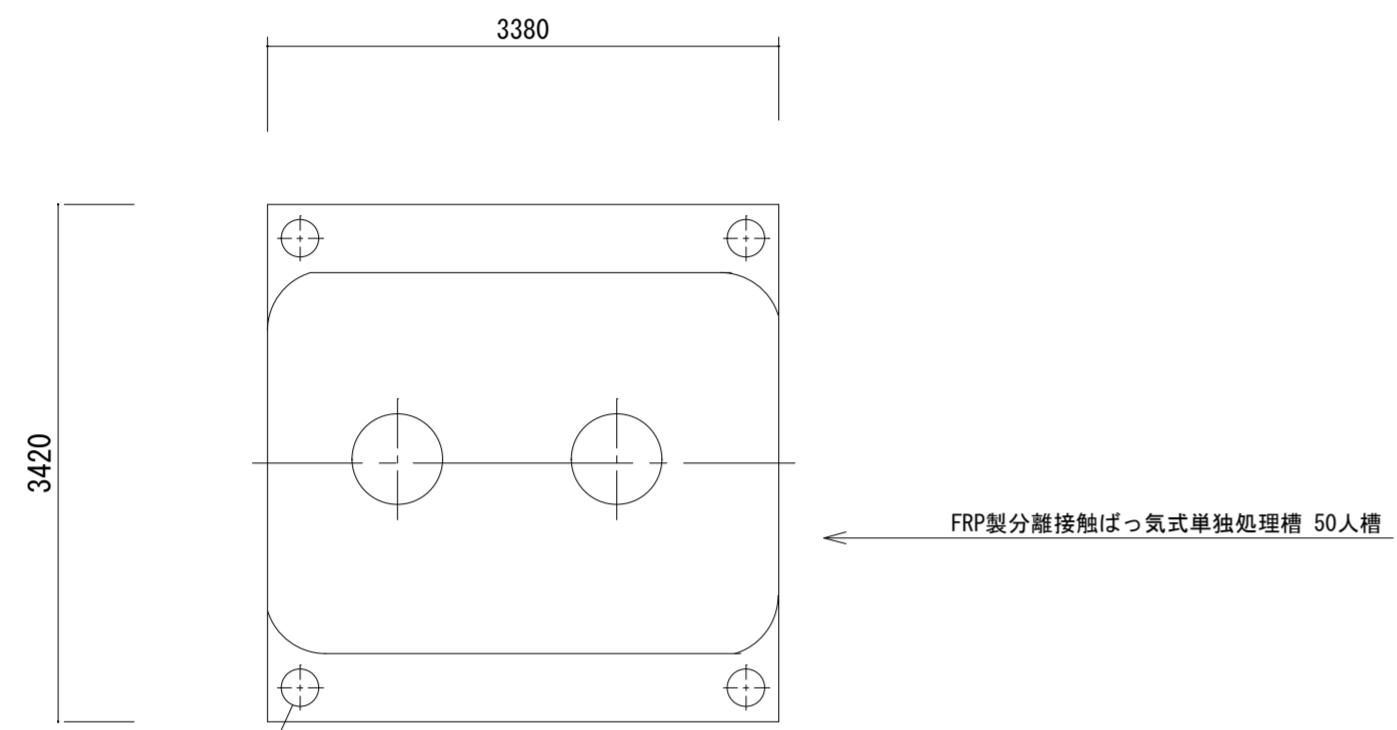
スラブ	スラブ厚	位置	主 筋	副 筋	備 考
S 1	1 2 0	全断面	D 1 0 - 2 0 0 @	D 1 0 - 2 0 0 @	シングル
F S 1	1 5 0	全断面	D 1 0 - 2 0 0 @	D 1 0 - 2 0 0 @	シングル

スラブ筋等の重ねつぎて長さは小径の 4 0 d 以上とする。

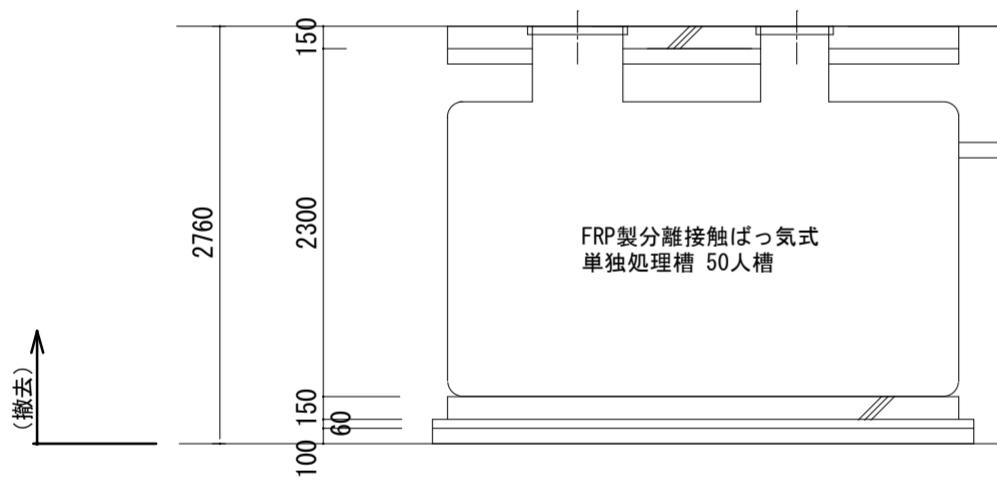


断面配筋図

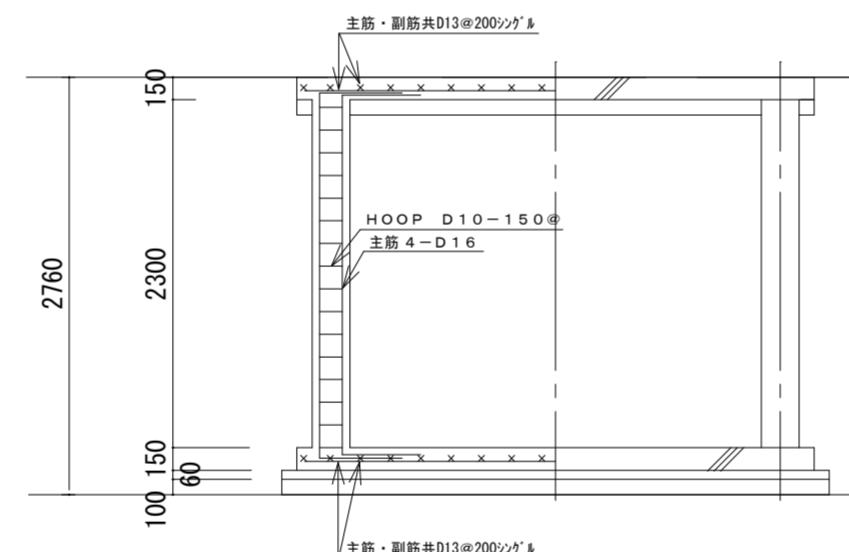
浮上防止具アンカー位置図



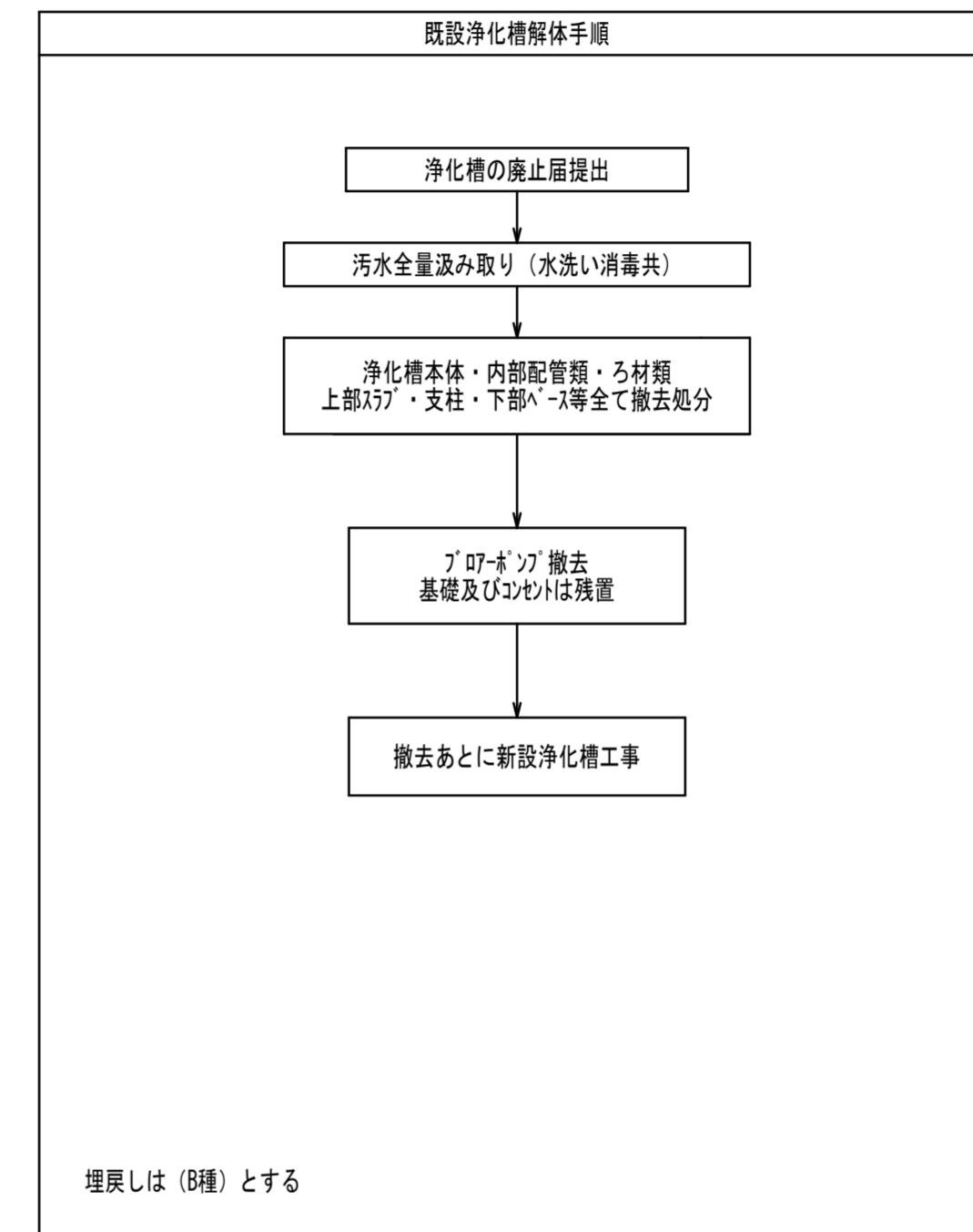
(平面図)



(立面図)



(詳細は下記による。)

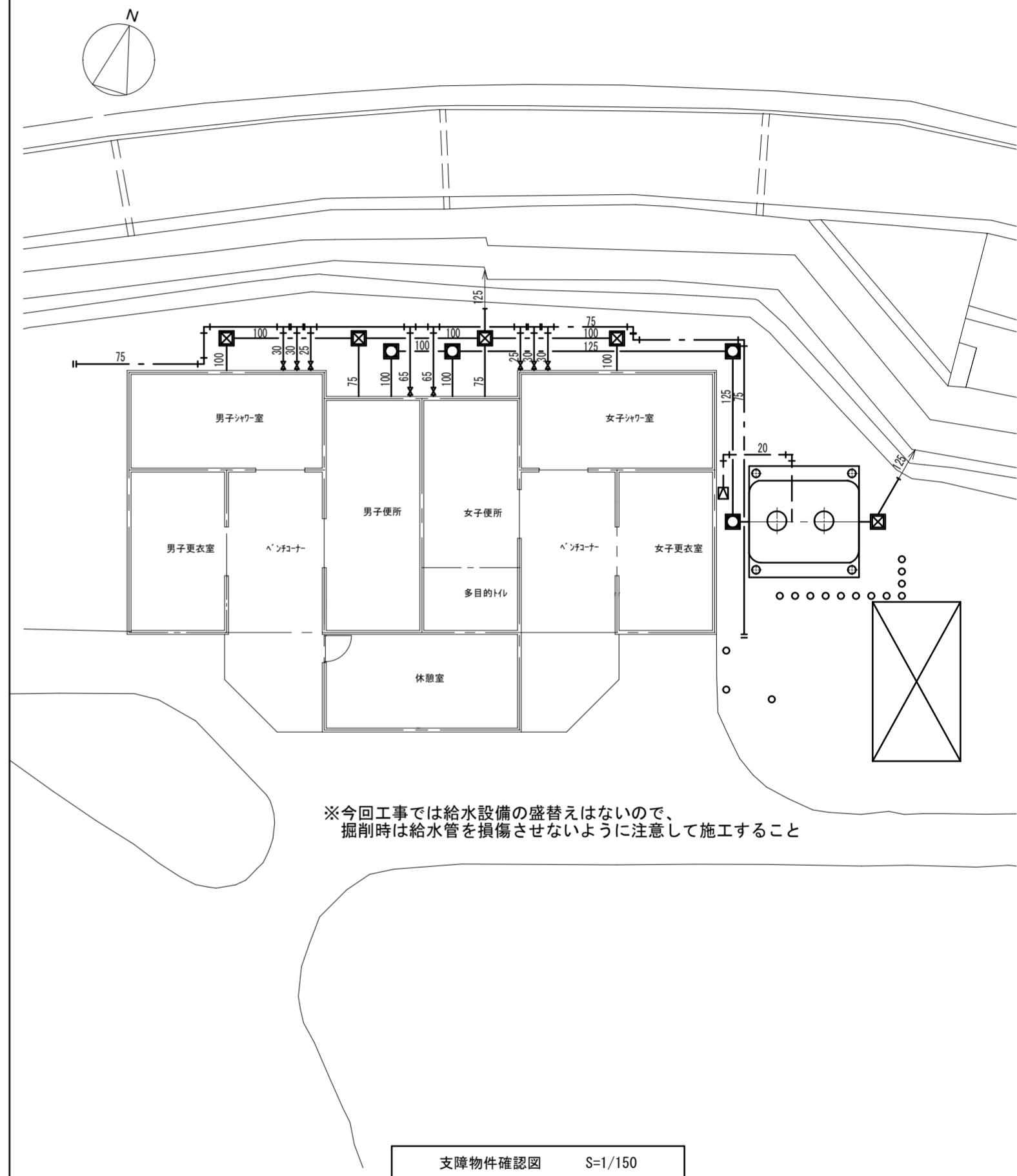
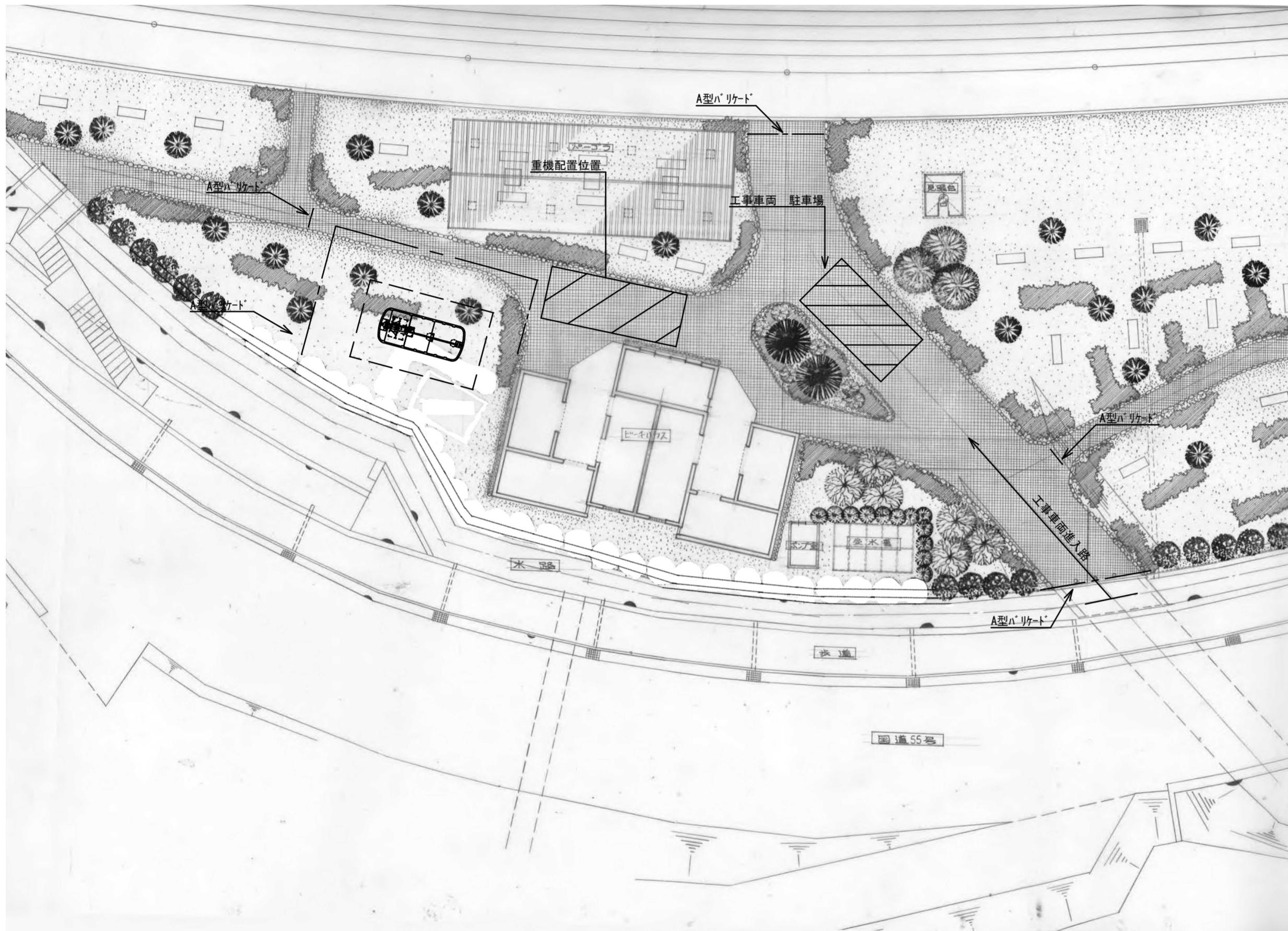
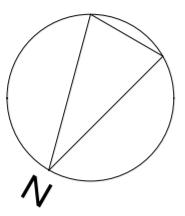


既設浄化槽撤去要領図 S=1/50

注記 1) 掘削は、オーブンカット施工とする

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R7営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(扱い手確保型)	図面番号 W-07
設計 R6.6	竣工	縮尺 1/50

図面名 既設浄化槽 撤去要領図	UWAKUBO	(株)上久保設備設計 代表取締役 上久保哲治
		〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713



徳島県国土整備部営繕課	工事名 R 7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(扱い手確保型)	図面番号 W-08
設計 R6.6	竣工 図面名 仮設計図・支障物件確認図	縮尺 1/150, 250

工事名 R 7 営繕 大砂海水浴場 海・浅川 管理棟屋外排水設備改修工事(扱い手確保型)	図面番号 W-08
設計 R6.6	竣工 図面名 仮設計図・支障物件確認図

(株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713	通し番号 14
UWAKUBO	